

令和6年度 枚方市立牧野小学校危機管理マニュアル

1. 危機管理の基本方針

1. 危機管理マニュアルについて

学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのため、学校内の施設・設備の安全点検を充分に行うとともに、犯罪及び災害の予防に努め、避難訓練等の安全教育を通じて被害を最小限にとどめるとともに事後のケアを的確に行なうことが大切である。また、近年の学校外での児童をねらう犯罪の多発化から、児童の登下校時の安全を確保し、犯罪の未然防止に努めるとともに、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

よって、ここに牧野小学校危機管理マニュアルを学校保健安全法に基づき策定し、6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、防犯・安全確保に努める。

2. 危機管理の目的

- ①子どもと教職員の生命を守ること（特に子どもの生命・安全確保を最優先）
- ②子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

3. 想定される危機

- ①台風などの気象灾害や地震などの自然災害による危機
- ②火災や器具等の取扱い方、学校施設などの事故による危機
- ③不審者等による外部や学校生活上でのトラブル等の内部の人によって引き起こされる危機

4. 本校の課題

- ①船橋川沿いで低地に位置するため、洪水があった場合、避難場所になり得ない（緊急避難場所）。
- ②運動場、留守家庭児童会の裏は死角になりやすい。
- ③火災や地震を想定し、低学年を非難しやすいように下の階の教室に配置している。一方で不審者侵入の場合は、下の階は危険度が増す。
- ④校区内に淀川、船橋川、穂谷川、用水路、京阪電車、交通量の多い幹線道路があり、危険箇所も多い。
- ⑤連絡のないままに欠席する児童が多い。

5. 基本的な危機対応

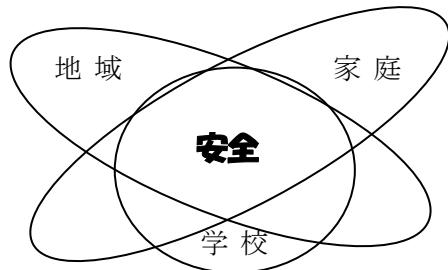
- ①危機の予知・予測、未然防止に向けた取組み（平常時の対策）
 - (ア)緊急連絡体制の整備（年度当初）
 - (イ)危機管理マニュアルの整備・見直し等危機管理に関する文書の整理
 - (ウ)学校内の施設、設備の点検（毎月1回、全教職員が運動場（遊具）、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場等について安全点検を行う。）
 - (エ)危機管理に関する研修・訓練の実施（年1回以上）
 - (オ)安全教育の実施（年1回以上）
 - (カ)役割分担

校長	全体の総括
教頭	安全教育に関する事項（防火・防災・防犯教育、避難訓練等）、安全管理に関する事項（施設設備及び児童の安全確保の点検管理等）、安全の組織活動に関する事項（危機管理体制、職員研修、全体把握等）、外部連携（PTA、地域、関係機関等）、危機管理マニュアルの見直しと徹底
生徒指導部	施設・設備の点検、安全確保に関する点検（毎月1回）、防災・防犯・避難訓練の計画・実施、教職員研修の計画・実施
学級担任	安全教育の実施（避難方法、避難経路の確認、防犯訓練、対応・避難の仕方、通学路での安全、水難防止等）、施設・設備の点検（毎月1回）
支援学級担任	配慮を要する児童の安全に関する事項、安全確認方法の周知
養護教諭	児童の健康状態、要観察者の状況・かかりつけ医療機関の把握、救急病院の把握、負傷者搬送時の必需品の確認・準備
その他教職員	安全点検（毎月1回）、施設設備の点検管理、安全教育

- ②危機発生時の適切かつ迅速な対応（緊急対応、危機発生時の対策）
- (ア)冷静な初動対応（状況の把握、避難誘導等の安全確保、応急対策の実施、諸連絡）
 - (イ)組織的な対応（人員の確保、役割分担、体制の確立、対策本部の設置、本格的な対策の実施）
 - (ウ)正確な情報収集と情報の共有化、組織外への適切な情報提供などの情報管理
 - (エ)状態把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引渡しなど、児童への対応
 - (オ)記録の作成・保存（事故・事件等の概要、警察等関係機関との連携状況、報道機関等への対応など）
- ③再発防止、事後の取組み
- (ア)家庭訪問や健康相談、専門化との連携等、心のケア等のきめ細かい対応
 - (イ)危機管理対応の評価、発生原因の分析をもとにした再発防止に向けた方策の検討・実施

6. 地域は危機管理の生命線

家庭・地域との連携を
保護者や地域の人々と日常的に何でも話し合える体制作りが子どもの安全確保につながる



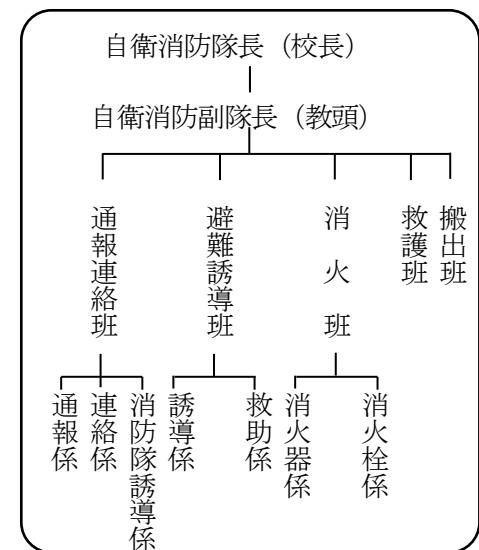
2. 火災の防災対応

1. 平常時の対策

災害予防の万全を期して、次のことを特に留意する。

- ①火気、電気、ガス、薬品等の設置とその取り扱いに細心の注意をはらう。
- ②消火栓の点検と消化器の機能保全に努める。
- ③防火シャッター等、避難施設に避難の妨げとなる施設や物品を置かない等、火気使用設備機器の周辺の整理整頓に心がける。
- ④避難経路の点検、危険物の除去等安全確保に努める。
- ⑤教職員の危機管理意識を高める研修等を行うとともに避難基準・避難方法を周知徹底させておく。
- ⑥火災の恐ろしさや有効な避難の仕方について日頃から、児童に指導する。
- ⑦火気取締責任者を設け、不斷の注意をする。

[火気取締担当場所・責任者]



校長室、職員室、印刷室、事務室、PTA室、階段倉庫、施設管理員室					教頭
地域関係	教頭	男子更衣室	教頭	女子更衣室	担当
校務員室	校務員	放送室	放送担当	図書室	図書担当
保健室	養護教諭	家庭科室	家庭科	音楽室（準備室）	音楽担当
相談室	生指担当	教材室	社会科	理科室（準備室）	理科担当
少人数教室	少人数	コンピュータ室	情報担当	多目的室	担当
清掃用具室	清掃担当	下足室	担当	更衣コーナー	高学年
アスティ2階	担当	体育館	体育部	体育館倉庫	体育部
プール	体育部	体育倉庫	体育部	石灰倉庫	体育部
農具倉庫・作業室	校務員	調理場	給食担当	各教室、便所	各担任・各担当

2. 火災発生時の対策

I. 初期対応 ~児童の安全確保を最優先~

- ①火災等非常事態発生の場合、直ちに口頭や放送、サイレン等で校内に知らせる。
- ②火災報知ベルが鳴った場合や火災の通報・火災を認知した場合は、各学級は直ちに一切の授業や行事を中止する。消防班は初期消火に努める。
- ③窓を閉め、ハンカチ等有毒ガスの吸引を防ぐ用意をする。(低い姿勢)
- ④火災発生の場合、速やかに消防署及び教育委員会に連絡する。必要に応じて右記連絡先に通報する。

消防署	119
警察署	110
教育委員会	
(教育政策課)	内線 15-8013
(児童生徒支援室)	内線 15-8042
大阪ガス	072-961-6983
関西電力	072-844-1131

II. 避難誘導と児童管理

- ①放送の指示に従い、避難経路図により避難する。(火災発生場所により、経路は変わる)
- ②各担任が、担当学級児童或いは隣接学級児童を速やかに運動場まで避難誘導させる。
- ③休憩時間中の場合、児童は、放送の指示や自らの判断で速やかに運動場に避難する。
- ④運動場に整列後、人数確認をし、校長に報告する。
- ⑤負傷者の状況確認を行い、校長に報告する。

III. 役割分担

- ①毎年の「消防計画」の記載の「自衛消防組織表」に基づき、児童の安全確保を最優先にしながら、校舎・備品・公簿類の被害を最小限に止めるため、職員は、次の分担により行動する。

役割	担当者	活動内容
隊長	校長	・自衛消防隊活動時における各隊員に対する指揮、命令
連絡班	校長、教頭 教務主任 事務職員	・全体の状況把握と児童の避難の必要性の判断と指示(含校内緊急放送) ・消防機関(警察)への通報と消防隊への情報提供 ・関係機関への連絡(教育委員会、PTA、保護者、大阪ガス、関西電力等) ・避難者の確認と避難状況の把握・記録
避難誘導班	担任外 (含非常勤)	・火災の状況の把握と避難経路の安全確認、安全な避難誘導 ・逃げ遅れた児童(行方不明児童)の確認(捜索)と避難器具等による救助 ・配慮を要する児童(学級)、低学年への応援 ・避難誘導・児童の安全確保後、消火活動・救護活動の応援
	学級担任 担任外	・児童の避難誘導・人員確認・安全確保(運動場に朝礼隊形で整列する) ＊「おさない、はしない、しゃべらない、もどらない」の徹底 ・行方不明児童の捜索、消火活動・救護活動の応援(児童の安全確保後)
消火班	男性職員 校務員 【消火(避難後の応援)】=その他男性教職員	・出火場所への急行 ・消火器具(消火器・屋内消火栓)による初期消火
救護班	養護教諭 (非常勤)	・応急救護所の設置、負傷者の応急手当、負傷者氏名の確認とリスト作成 ・救急隊との連携(搬送準備と手配、救急車同乗及び搬送先からの連絡) ・負傷者と保護者への対応
搬出班	事務職員	・重要書類の持ち出し、及び管理

②避難誘導担当

教室・特別教室		各学級担任等 (隣接学級担任)	北校舎	1階(廊下、トイレも)	担外
管理棟	1階(廊下、トイレも)	担外		2階(廊下、トイレも)	担外
	2階(廊下、トイレも)	担外		3階(廊下、トイレも)	担外
	玄関、正門、アスティ→中庭	担外	南校舎	1階(廊下、トイレも)	担外
	芝生広場→留守家庭児童会裏	担外		2階(廊下、トイレも)	担外
	運動場	担外		3階(廊下、トイレも)	担外

※児童の避難誘導後の担当

総指揮	校長	消防隊誘導	養護教諭
情報収集	担外・支援学級担任等	救護活動	養護教諭、担外等
児童管理	【1年】全学級担任 【支援】全学級担任	【2年～6年】半数の学級担任	
重要書類	事務職員、担外等		

IV. 休業日、夜間等執務時間外の対応

- 日直、学校施設管理員は学校警備の任にあたり、火災発生時には臨機応変の処置を執る。
- ①消防機関（警察）へ通報する。必要に応じて大阪ガス、関西電力に連絡する。
 - ②校長、教頭に急報する。必要な場合は、サイレンの吹鳴等により校下に応援を求める。
 - ③校長（教頭）は直ちに現場に駆けつけ、教職員を非常招集し、教育委員会、PTA会長に連絡する。
 - ④在校者等校内にいる者全員で通報、連絡、初期消火を行う。
 - ⑤近隣在住者の職員は、可能な限り他の職員と連絡を取り合うとともに、出勤してこれに対処する。

V. 学校外への避難誘導

- ①学校内の避難では不十分な場合、「第三中学校への集団避難」ないしは「集団下校」の措置をとる。
- ②学級担任は、避難・下校方法決定後、全保護者に連絡をとり、児童の安全避難・下校の確認を行う。

VI. 下校指導

- ①「第三中学校への集団避難」する場合
 - (ア) 学級・学年単位で編成し、先頭は担任、後尾には他の教職員を配置する。
 - (イ) 保護者に連絡をとり、迎えを依頼する。迎えがあるまで、待機とする。
 - (ウ) 迎えの保護者を確認し、児童を確実に引き渡す。
- ②「集団下校」する場合
 - (ア) 後記「風水害の防災対応」に準じて行う。（第三中学校からの集団下校も同じ）

VII. 保護者への依頼事項

- ①児童が第三中学校等の避難の場合、できるだけ早くお迎えに来ること。
- ②緊急連絡ライン確保のため、学校への電話連絡は極力避けること。
- ③緊急連絡先は必ず確保しておくこと。変更が生じた場合は速やかに学校に連絡すること。
- ④学校外へ避難するほどであるため、留守家庭児童会も開室されないこと、帰宅後、外出させないこと。

VIII. その他

- ①校長を中心に、児童の安全を最優先にして対応する。
- ②出張等で担当教職員が不在の場合は、臨機応変に他の教職員が補う。

3. 再発防止、事後の取組み

- ①対策本部を設置し、教育委員会と連携しながら、下記役割分担に基づき行動する。

担当者	活動内容
本部 管理職	<ul style="list-style-type: none">・全体の状況把握と必要な指示、掌握・組織活動の推進（対応指示、調整）・保護者や報道機関等への対応・教育委員会への報告、支援の要請・警察、消防関係機関との連絡・連携
涉外班 教務主任 地域担当教諭	<ul style="list-style-type: none">・適宜状況把握・連絡・広報の準備、情報の集約・記録（日時を追って、事件・事故発生後の経緯を克明に記録しておく）・報告の準備
情報班 生徒指導主担当 地域担当教諭 事務職員等	<ul style="list-style-type: none">・事件・事故状況の把握・地域の安全状況の把握・問題点の整理・学校の安全状況の把握
救護班 保健主事 養護教諭等	<ul style="list-style-type: none">・負傷者の実態把握・応急救手当実施・救急車の搬送記録・学校医、医療機関等の連絡、連携・その後の経過把握・心のケア着手（臨床心理士等との連携）

教育再開班	教務主任 研究主任 学年主任 学級担任	・学習場所の確保・学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・緊急の安全対策実施	・実態に即した学習指導計画の作成 ・警察、消防等関係機関との連絡・連携
再発防止班	管理職 安全担当 保健主事等	・安全管理の充実策の検討 ・施設設備の充実改善 ・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善	・危機管理マニュアルの改善 ・安全教育の充実対策

- ②事件の経緯やその後の学校の方針を示す。協議する内容は、(ア)保護者への連絡（現状の説明や以後の対応等）、(イ)関係機関等の連携（教育委員会への状況説明と今後の対応に関する相談等）などとする。
- ③警察、消防署と連携しながら火災に至った経緯、状況を可能な限り情報収集し、火災の概要等を把握する。収集した情報を整理するとともに、管理職は警察や消防署からの事情聴取に対応する。
- ④けがをした児童には、病院・家庭訪問等を行い、児童等及び保護者の心のケアに努める。その他の児童についても、心のケア、安全指導等の事後指導を行う。必要に応じて児童対象に緊急集会等を開催し、指導する。
- ⑤P T A役員と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会等により保護者への説明を行う。
- ⑥報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。窓口を一本化（校長、教頭）する。
- ⑦事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
- ⑧教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒の心のケアに十分配慮する。
- ⑨事故についての評価・分析を行い、これによって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。その際、教育委員会の指導や学校評議員、学校保健委員会等有識者等の意見を聞く。
- ⑩とりまとめられた再発防止策に基づいて、学校安全計画や危機管理マニュアルを見直し、修正を行い、速やかに再発防止策を講じる。（点検活動、対応の反省、安全教育や避難訓練の見直し、地域と連携等）

3. 地震の防災対応

(1) 平常時の対策

- ①平時より地震については学年に応じて指導し、発生時には教師の指示によく従って、落ち着いた行動が取れるようとする。
- ②校舎の耐震性や落下物、通学路等の点検を行う。
- ③登下校時での対応（避難場所、避難方法、連絡先・方法等）についても指導しておく。
- ④その他は、「火災の防災対応」に準ずる。

(2) 地震発生時の対策

枚方市教育委員会「地震発生時における学校の対応について」（別紙参照）に基づき、対応する。

I. 安全確保と火気の始末

- ①地震発生時は、教室内に留まり各自机の下に入る等、身辺の安全確保をする。
②出入り口の開放、窓の開放等、避難経路の確保、火の始末に努める。

II. 情報収集と避難誘導

- ①揺れが収まったら児童の安否確認や救助、施設の被害状況、周りの状況等の情報収集を行う。
②落下物等の危険から身を守る処置を講じて、避難する。
③火災場所から遠ざける避難の指示と誘導を行う。階段使用不可の場合、救助服路等の活用を行う。

III. 避難の経路図等

- ①「火災の防災対応～※避難時の使用階段及び避難順路～」参照

IV. 避難場所での対応

- ①①避難場所では、人数確認と児童管理を行う。必要に応じて救急車の手配をする。

V. 学校災害対策本部の設置（役割分担）

担当者	活動内容
本部 管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握と必要な指示、掌握 ・組織活動の推進（対応指示、調整） ・保護者や報道機関等への対応 ・教育委員会への報告、支援の要請 ・警察、消防関係機関との連絡・連携
涉外班 教務主任 地域担当教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜状況把握・連絡・広報の準備、情報の集約 ・記録（日時を追って、事件・事故発生後の経緯を克明に記録しておく） ・報告の準備
情報班 生徒指導主担 地域担当教諭 事務職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故状況の把握 ・地域の安全状況の把握 ・問題点の整理 ・学校の安全状況の把握
救護班 保健主事 養護教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の実態把握・応急手当実施・救急車の搬送記録 ・学校医、医療機関等の連絡、連携 ・その後の経過把握・心のケア着手（臨床心理士等との連携）
教育再開班 教務主任 研究主任 学年主任 学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・学習場所の確保・学習用具の確保 ・指導体制の整備 ・緊急の安全対策実施 ・実態に即した学習指導計画の作成 ・警察、消防等関係機関との連絡・連携
再発防止班 管理職 安全担当 保健主事等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の充実策の検討 ・施設設備の充実改善 ・保護者、地域の関係機関等との連携方策の検討・改善 ・危機管理マニュアルの改善 ・安全教育の充実対策

VI. 下校指導

①下校が必要な場合は、「引渡しカード」を活用するとともに、「風水害の防災対応」に準じて行う。

VII. 登下校指導

①登下校時の対応は、落下物等から身を守り予め決めている避難場所か自宅ないしは学校に避難する。

VIII. 避難場所の開設・運営支援

①避難場所の開設・運営が必要な場合は、「牧野小避難所開設・運営支援マニュアル」及び「枚方市防災マニュアル」「枚方市避難所運営マニュアル」に従う。

IX. 非常災害時の配備体制

配備区分	配備時期	配備体制	時間外
1号配備	災害発生のおそれがある場合 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約10% 指示により避難所設置	2名
2号配備	小規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5弱	予め指名した職員約25% 指示により避難所設置	2名
3号配備	中規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度5強	予め指名した職員約50% 指示により避難所設置	約50%
4号配備	大規模の災害が発生した場合 枚方市域で、震度6弱以上	全教職員 避難所は自動設置	全教職員

(3)再発防止、事後の取組み

①「火災の防災対応」に準ずる

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パートナー	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【児童】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

4 風水害の防災対応

(1) 平常時の対策

- ①平時より台風等の風水害については学年に応じて指導し、発生時には教師の指示によく従って、落ち着いた行動が取れるようする。
- ②台風(暴風)の接近時の措置については、「【保存版】非常変災時における措置について」を年度当初に配布し、児童や保護者に、その対応について周知する。
- ③ハザードマップ等を活用して、在校時以外の風水害による避難の方法、避難先等を指導する。
- ④その他は、「火災の防災対応」に準ずる。

(2) 風水害発生時の対策

- ①予報に注意し、風水害の発生の状況によって、学校長の指示により下校等の適切な措置をとる。
- ②台風（暴風）の接近時の措置については、「非常変災時における措置について」(別紙参照)に基づき、「午前7時現在」「午前9時まで」「午前10時まで」「午前10時現在」の段階に応じた措置を行う。
- ③在校中に「暴風」「暴風雪」及び「洪水警報」が発令された場合、保護者引き渡しとする。
- ④特別警報が発令された場合は、原則学校待機とし、教育委員会と連携して対応する。
- ⑤留守家庭児童会の指導員と連絡を取り合い、互いに協力し合って安全で速やかな下校を心がける。
- ⑥下校については、「保護者引き渡し」とする。
- ⑦下校開始時刻等は、学校よりまなびポケット等で知らせる。

(ア) 学級での指導

- ・児童は教室で保護者の引き取りがあるまで待機する。
- ・配慮を要する児童について、支援学級担任と連絡し確認する。
- ・「災害時引き取りカード」をもとに迎えの保護者を確認し、児童を確実に引き渡す。

(イ) 下校の指導

- ・「令和6年度 非常災害時等の児童の引き渡しマニュアル」をもとに、児童を帰宅させる。
- ・途中で増水の恐れのある箇所や切断電線のそばなど危険な場所に近寄らないように留意する。

(ウ) 緊急下校については、「不審者・侵入者等の対応～緊急下校の対応マニュアル～」参照。

⑧休業日、夜間等執務時間外の対応及びその他は、「火災の防災対応」に準ずる。

(3) 再発防止、事後の取組み

- ①「火災の防災対応」に準ずる。

重要

非常変災時における措置について

1. 午前7時現在 枚方市に**特別警報**が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2. 午前9時現在 **暴風警報、暴風雪警報、洪水警報**が解除されたときは、2時間目より授業を行います。

各登校班で9:05～9:10に、集合場所に集まり、そろい次第集団登校します。

給食はありますので、下校はいつも通りです。

※いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3. 午前10時現在 **暴風警報、暴風雪警報、洪水警報**が解除されたときは、3時間目より授業を行います。

各登校班で10:05～10:10に、集合場所に集まり、そろい次第集団登校します。

給食はありませんので、4時間目終了後下校となります。

※いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

4. 登校後 枚方市に**特別警報**が発表されたときは、状況が判断できるまで、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、雨量・通学路の状況をふまえながら、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

5. 留守家庭児童会室

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より（※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から）開室します。
(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください。)

台風や地震などの場合には、緊急連絡ライン確保のため

学校への電話は避けていただくようにお願いします。

5 学校の警備・防犯対応

(1) 平常時の対策

I. 校内巡回

- ①始業前、授業中、休憩時間、放課後等に空いている教職員が率先して巡回する。
- ②休憩時間等、できるだけ児童と遊んだりして過ごしながら、危機予知に努める。

II. 施設・設備の対応

- ①正門(児童の登校時以外)・通用門(児童の登校時以外)を閉鎖・施錠する。
 - ・通常授業時(8:00に解錠、8:20に施錠する。遅刻した児童は正門の小門より登校する)
 - ・授業時、休憩時(正門の小門よりの出入りに限定。来校者は校門安全監視員が判断して解錠する)
 - ・下校時、放課後(児童の下校は正門の小門より。来校者の対応は授業時、休憩時と同じ)
- ②正門の小門はオートロック(遠隔操作による開閉可能な電気施錠)とする。
- ③正門に校門安全監視員の常駐する監視ボックス、監視カメラ、インターホン、侵入監視のためのセンサーを設置する。
- ④警笛(ホイッスル)(教職員及び児童)、防犯ブザー(教職員)、携帯電話(教職員)を携帯する。
- ⑤緊急時に使用する長棒、刺股、催涙スプレー、ネット等の防御用具の整備を行う。
- ⑥各教室の戸締まりは、担任が責任を持って施錠する。
- ⑦特別教室は使用時に鍵を開け、退室時には鍵をかける。
- ⑧管理棟や教室棟1階の非常口を内側から施錠する。
- ⑨通報装置の確認を行う。(非常ベル等自動火災報知設備等)
- ⑩校門、フェンス、外灯、センサー、防火戸、鍵等の施設・設備の点検及び補修を定期的に行う。
- ⑪通報装置の確認を行う。(非常ベル等自動火災報知設備等)
- ⑫点検チェック項目に基づいた安全点検を毎月行う。(必要に応じて隨時行う)

III. 児童への対応

- ①「自分の身は自分で守る」大切さも含めた安全教育の徹底を図る。
- ②安全教育や避難訓練を含めた防犯・避難訓練も含め、折に触れ緊急時の対応について説明しておく。
- ③事故防止のため、児童だけによる理科準備室等各準備室への出入りは禁止する。
- ④私物等の自己管理を徹底させる。
- ⑤集団登校の徹底を図り、複数の友達との下校や定められた通学路の下校及び下校方法の指導をする。
- ⑥「こども110番の家」等の周知やあいさつ運動の推進を進める。

IV. 校外学習や学校行事等への対応

- ①事前に無理のない綿密な計画(地理的な状況や交通機関等)を立てるとともに、必ず下見を行い、安全を十分に確認する。(経路や危険箇所、警察、救急病院等の把握)
- ②児童に対する事前の安全指導(交通安全を含む)や防犯指導、健康管理指導を徹底する。
- ③教職員は、防犯ブザー、ホイッスル、トランシーバーや携帯電話等を携帯する。また、連絡が確実にとれる体制を整備し、何事がなくても定時に学校に連絡を入れ、活動の状況を報告する。
- ④万一の事態が発生した場合の連絡方法、安全確保の方策、役割分担等をあらかじめ定めておく。
- ⑤参観等多数の来校者がある場合は、PTAとも連携して措置を講じる。

V. 地域や家庭、関係機関との連携

- ①地域や家庭、関係機関から様々な情報を得たり、学校が知り得た情報を素早く発信したりして、情報交換を密にする。
- ②学校参観や地域住民が学校を日常的に活用する場や機会の提供など「開かれた学校づくり」を進め、保護者や地域住民と学校が一体となって児童等の安全を守る体制づくりに努める。
- ③PTAと協力して、名札の着用の励行、登校指導を進める。
- ④「安全見守り隊」を中心として、地域、保護者とともに登下校の安全対策に万全を期す。
- ⑤地域や家庭、関係機関と協力して、パトロールや安全点検を行う。
- ⑥通学路の点検と危険箇所の把握をPTA及び地域と連携して進める。
- ⑦「児童一人ひとりの安全マップ」(危険箇所記載)を作成し、周知する。
- ⑧関係機関(特に警察等)との連絡体制が万全か、定期的な確認をする。

VI. 教職員研修等

- ①関係機関(警察等)による研修を実施する。外部の各種研修会で学んだことを全職員に周知する。
- ②教職員の連絡網を確立し、非常の場合は直ちに出勤できる体制を整える。

- ③備品や私物等の保管場所や保管方法などについて、十分に配慮をする。
- ④学校施設管理人・校門安全監視員は、安全確保のため必要な措置を行うとともに、教頭との引継ぎを着実に行う。また、非常の場合、校長に連絡し、その支持を受ける。

(2)事案発生時の対策

I. 事実の把握及び現場の保存

- ①緊急時には、ブザー、非常ベル等を利用し、全児童・教職員に知らせる。
- ②連絡を受けた教職員は、速やかに現場に出向き、児童の安全を最優先に適切な対応を行い、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ③被害状況を可能な限り把握して、管理職に報告する。
- ④管理職は、必要な対応について指示するとともに、状況を判断の上、警察等に通報する。

II. 応急措置

- ①二次被害に遭わないように、応急措置をする。

III. 情報収集および対応方針の決定

- ①管理職は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集を行うとともに、その他の被害について調査を指示する。
- ②管理職は、児童や保護者への説明内容等、今後の対応を決定する。

IV. 児童への指導

- ①全児童に、事実を伝え、被害状況を確認する。
- ②施錠等、管理について再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ③盗難等については、被害児童から事情を詳しく聞くとともに、今後の対応について説明する。
- ④私物・貴重品等の自己管理について指導する。

V. 保護者への対応

- ①直接関係のある保護者に連絡し、事件の経過及び学校のとった措置を説明し、理解を求める。
- ②場合によっては、担任または管理職が家庭に出向いたり、全保護者または地域にも説明する。

VI. 関係機関との連携

- ①管理職は、速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。その後適時報告する。
- ②必要な場合は、地域関係団体・近隣校と連絡をとる。

VII. 校外学習時の対応

- ①緊急時には、引率責任者が全体の指示を行い、それに従って担任等は児童の安全を守る。
- ②携帯電話、緊急連絡網、救急病院連絡表、防犯ホイッスル等の持参で対処する。
- ③学校、警察、救急、保護者に通報、連絡する。
- ④状況を把握し、児童の安全確保を最優先に行動する。

VIII. 学校行事(参観等)時の対応

- ①手の空いている教職員が校内巡回し、不審者の早期発見に努め、児童に近づけない措置をとる。
- ②危険な状態と判断した場合は、防犯ホイッスル等で周囲に危険を知らせる。
- ③保護者や青少年育成指導員等地域と連携して、対処する。

IX. 休業日、夜間等執務時間外の対応

- ①「火災の防災対応」に準ずる。

(3)再発防止、事後の取組み

I. 施設・設備の管理の徹底

- ①教室や各部屋の管理責任者(火元責任者)は、退室時や退勤時に施錠を確実に行うとともに、最後に退勤する者は、使用していた部屋の施錠の確認を励行する。また、学校施設管理員との引き継ぎを確実に行う。
- ②備品や私物等の保管場所や保管方法に十分配慮する。

II. 児童への指導

- ①児童の私物等の自己管理について徹底させる。

III. 関係機関との連携

- ①教育委員会や警察等の関係諸機関、近隣の学校との情報を速やかにできる体制を確立する。

IV. その他

- ①その他は、「火災の防災対応」に準ずる。

6 不審者・侵入者等の対応

《不審者対応の基本》

児童への指導	【教室・廊下などで】
	<ul style="list-style-type: none"> ・近づかない。 ・大声を出す。 ・助けを求める。 ・相手と反対側へ逃げる。<small>はんたいがわ</small>（教室では相手から遠い出入口へ） ・他の先生に知らせる。（火災警報機器等も使う） ・けっして対抗しない。
	【運動場などで】
	<ul style="list-style-type: none"> ・近づかない。 ・助けを求める。 ・逃げる。 ・大声を出す。 ・先生に知らせる。 ・けっして対抗しない。
	【登校・下校中や地域で】
	<ul style="list-style-type: none"> ・近づかない。 ・誘いにのらない。（知らない人に声をかけられても絶対について行かない） ・「いや！」とはっきり言う。 ・通りがかりの人や近くの人、近くの家に助けを求める。（子ども110番の家の周知） ・そのような出来事に出会ったり、見かけたら、早く大人に知らせる。 ・登校は集団登校を守る。下校は一人で帰らない。 ・家にいるときは、鍵をかける。 ・逃げる。 ・大声を出す。 ・けっして対抗しない。
担任として	【日常的に】
	<ul style="list-style-type: none"> ・今いる場所からの避難方法を確認しておく。 ・時々、廊下等の安全確認をする。 ・放課後、児童だけで教室等に残さない。 ・防犯ブザー、消火用非常ベル等の点検をしておく。
	【緊急事態の場合】
	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザー、ホイッスル、消火用非常ベル等で、知らせる。 ・時間をかせぐ。（物を投げる。長い棒で突く。椅子、ほうき等を使う。） ・児童を逃がす。 ・自分の身も守る。
	【あいさつと声かけ】 【観察と合図】 【児童の安全確保】 【危機回避】

(1) 平常時の対策

I. 校門及び校舎入口の管理と来訪者への対応

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 8時～8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は正門・通用門から登校する。 ・施錠担当者が8時前に正門・通用門を解錠し、8時30分に施錠する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板を設置する。（正門・通用門付近・玄関） ・正門横の小門より出入りする。車両のみ正門より出入りする。（入る前にインターホンを鳴らし、正門・小門を解錠してもらう）
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・児童は遅刻した場合、正門横の小門より登校する。（入る前にインターホンを鳴らし、小門を解錠してもらう）児童が早退で出る場合も、正門横の小門より出る。 ・教職員は正門横の小門より出入りする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校門安全監視員を配置す

下校時間 ※曜日・学年により 時間帯は異なる。	・校門安全監視員が下校時間に正門を解錠し、下校時間終了後に施錠する。	る(※①)。来校者名簿を監視ボックス、玄関に整備し、来校者の出入りを確認する(校門※②)。
下校時間後	・正門横の小門より出入りする。(入る前にインターホンを鳴らし、小門を解錠してもらう)	

※①校門安全監視員を配置する。(8:30~12:30、14:30~16:30)

12:30~14:30についても、地域及び保護者によるボランティアを依頼。

※②来校者名簿を監視ボックス、玄関に整備し、来校者の出入りを確認する。

8:30~(12:30~14:30)~16:30は校門安全監視員、それ以外は学校施設管理員が対応する。

③正門から職員玄関までの場所に周りから見えにくい場所を作らないようする。

④IDカードや名札の着用を徹底する。

・保護者には、各家庭2枚のPTAカード(名札)を配布。来校時の着用を依頼。

・その他来校者には、正門の監視ボックスにて、来校者カードの着用を依頼。

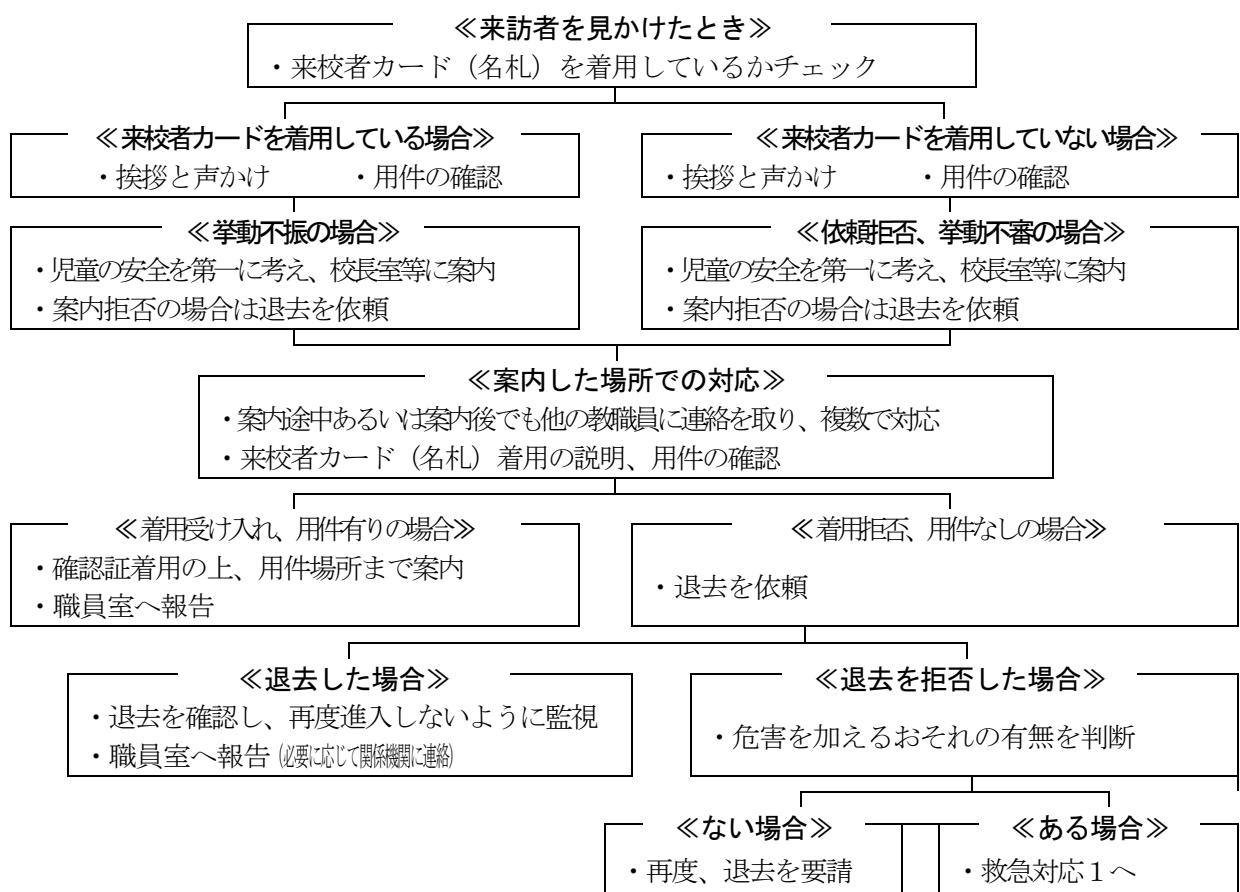
・教職員も名札を着用し、来校者に教職員であることを明示する。

⑤声かけ。「こんにちは、用件はお聞きしていますか。」

「恐れ入りますが、一度、職員室へお寄り下さい。」

注1:不審者と感じたら、すぐに職員室へ通報する。

注2:一人で対応しようとしたこと。



II. その他

①その他は、「火災の防災対応」「学校の警備・防犯対応」に準ずる。

(2) 危機発生時の対策

I. 基本方針

①児童の安全確保を第一に。

②冷静に対応し、興奮、逆上させない。

③可能な限り一人で対応しない。

④侵入者に逃げ道を与え、校外へ誘導していくように対応する。

II. 対応の基本

- ①児童の安全確保・誘導を最優先する。
- ②危機発生を予見・確認したら、児童を落ち着かせ、廊下側から離れた所に集合し、座らせる。
- ③児童の安全確認後、教室を施錠し、ほうき等の用具をもって、教室前廊下で待機する。
- ④各階1人が現状把握と連絡のために現場に駆けつける。

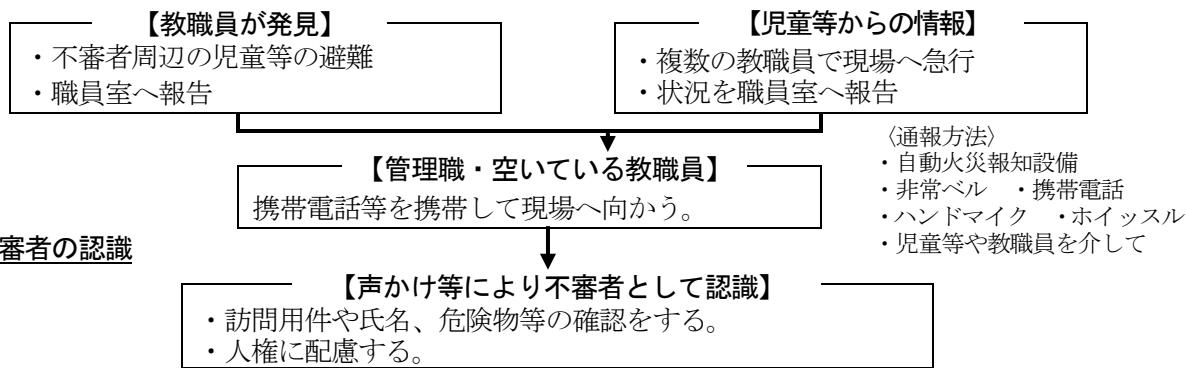
III. 役割分担

- ①児童の安全確保を最優先にしながら、職員は、次の分担により行動する。

	担当者	活動内容
総指揮	校長 教頭 教務主任 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・全体把握と総指揮、命令。児童の避難の必要性の判断と指示。 ・校内緊急放送。 発生時：「牧野放送です。牧野放送です。（生徒指導担当者）先生、お客様です（現場）までお越しください。 収束時：「牧野放送です。牧野放送です。校長先生、教頭先生、お客様がお帰りになりました。職員室までお戻り下さい」 ・消防機関（警察）への通報と情報提供。 ・関係機関への連絡（教育委員会（支援要請）、PTA、保護者（緊急連絡）等）。 ・避難者の確認と避難状況の把握。 ・記録。 ・保護者説明会の準備と開催、連絡文書作成。
不審者対応	教頭、 教務主任、 担任外等	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応。 ・不審者隔離（校外へ追い出されか、校長室等に身柄を確保する）。 ・校内巡回。 ・情報収集、把握、整理。 ・学校や地域の状況の把握。
避難誘導	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の避難誘導・人員確認・安全確保（教室内に児童を入れ施錠）。 ・各学年から1名が現場に駆けつける。 【管2F、北1F、北2F、北3F、南1F、南2F、南3F】 ・避難・誘導及び児童の安全確認後、可能な範囲での不審者対応の応援態勢。 ・下校方法決定後の全保護者への連絡。 ・児童の安全下校の確認ないしは集団下校引率。
	担任等 (含非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮を要する児童（学級）、低学年への応援。 ・逃げ遅れた児童（行方不明児童）の確認（検索）と避難器具等による救助。 ・避難誘導・児童の安全確保後、救護活動の応援。
救護班	養護教諭、 担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所の設置、負傷者の応急手当、負傷者氏名の確認とリスト作成 ・救急隊との連携（搬送準備と手配、救急車同乗及び搬送先からの連絡） ・負傷者と保護者への対応

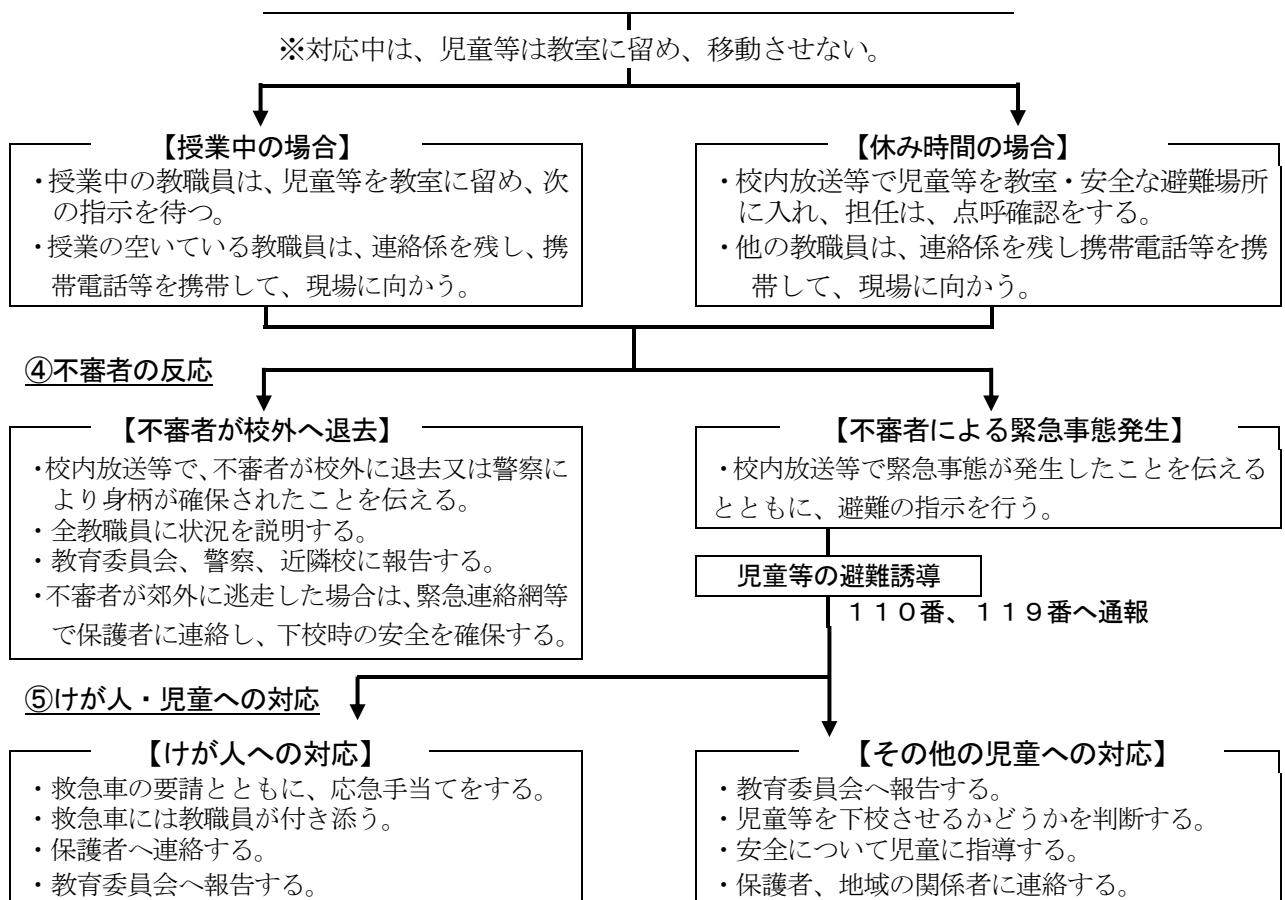
IV. 不審者が校内に侵入した場合の対応

①不審者のキャッチ



②不審者の認識

③不審者への対応



⑥事件後の対応

- ・けがをした児童等について、病院・家庭訪問等を行い、児童等及び保護者の心のケアに努める。
- ・その他の児童等についても、心のケア、安全指導等の事後指導を行う。
- ・速やかに教育委員会と協議の上、保護者会を開き、説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者への巡回要請、カウンセラーの配置等を行う。

【不審者が学校内に侵入した場合の対応マニュアルの補足説明】

①不審者のキャッチ
<ul style="list-style-type: none"> ・児童からの情報=児童等から、「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、を確認する。 ・教職員が発見=「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」か、を確認し、様々な通報装置・手段を使って職員室に通報とともに、児童等の安全を確保する。近くの教職員の応援を求める。
②不審者の認識
<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ等により不審者として認識=管理職や空いている教職員が複数で現場にかけつけ、不審者との距離を保ち、相手の動きに十分注意して、「どちら様ですか」「何かご用ですか」等、人権に配慮しながらていねいに訪問用件等を聞く。その場合、状況を連絡できるように携帯電話等を携帯する。
③不審者への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・不審者への直接対応=複数の教職員で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。刺激せず、落ち着いて話しかけるようにする。直ちに校外に退去するよう促す。応じないときは、警察が来るまでの時間を確保する。危険を察知したら、即110番通報するとともに、連絡係に児童等の緊急避難を伝え、校内放送等の連絡を指示する。場合により、机、椅子、ほうき等防御用道具を使い、距離(1.5~2m)を置いて対応し、時間を確保する。 ・不審者の侵入を知らせる校内放送=事前の約束事の内容に従って、侵入を全員に周知する。

④不審者の反応

- ・不審者による緊急事態発生=安全第一を前提としながら、可能な限り防御を行い、警察が到着するまでの時間を確保する。連絡係は通報を下に、校内放送等で緊急事態が発生したことを伝え、避難の指示を行う。教職員は、周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。
- ・児童を避難誘導する校内放送=放送により児童を安全な場所に避難させる。マニュアルに従って速やかに避難する。避難場所では、人員の確認、出入り口等の巡回等、安全の確保に努める。
- ・授業中の場合=基本的には、児童等を教室に留め、人員の確認を行う(トイレ、保健室等に行っている者の確認)。所在が不明な者は、職員室へ連絡する。授業中の教員は、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定し、児童等にも説明するとともに放送等による指示を待つ。
- ・休み時間の場合=校内放送あるいは担任等が口頭で、すべての児童等に教室または安全な場所に移動するように指示をした後、担任による人員確認を行う。

⑤けが人・児童への対応

- ・けが人が出た場合=応急手当をし、救急車の要請をする。搬送する場合は、養護教諭を中心に教職員が付き添う。けがをした児童等の保護者に「病院名」「けがの状況」などを連絡する。
- ・その他の児童への対応=教育委員会と協議の上、児童等を下校させるかどうか判断する。下校させる場合は、教職員が保護者が付き添って集団登校をし、けっして一人にならないようにする。教職員、保護者、地域の関係者等による通学路(下校路)の安全を確保する。保護者不在の児童等については、学校に留め置くなど、安全を確保する。

(3)再発防止、事後の取組み

①「火災の防災対応」「学校の警備、防犯対応」に準ずる。

(4)不審者再発防止、事後の取組み

- ①警察や教育委員会、近隣校等に正しい情報の詳細を確認、情報交換をする。
- ②校内への侵入を防ぐため、門扉の閉鎖・施錠、学校で入り口の監視等を強化し、学校内外の巡視を行う。
- ③授業中は、基本的にはそのまま授業を続ける。教室外にいる場合は速やかに安全な場所に誘導する。
- ④校外での授業中は、速やかに連絡を取り合い、「その場に待機」「近くの学校や施設等への避難」「まとまって帰校」などの判断をし、児童の安全確保の措置をとる。
- ⑤その他、状況によって、「火災の防災対応」「学校の警備、防犯対応」に準じた対応を柔軟に行う。

7 その他の危機対応

(1) 弹道ミサイル発射に係る対応

① Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合

<避難行動>

【屋外にいる場合】

- ・速やかに近くの建物の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。
- ・近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【行動の基本】

姿勢を低くし、頭部を守る

【屋内にいる場合】

- ・出来るだけ窓から離れ、床に伏せて頭部を守る。

<追加情報があるまで、避難継続>

② Jアラートを通じて屋内避難解除が発信された場合

- ・不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

(2) 学校への犯罪予告・テロへの対応

- ①爆破予告等の情報があった場合、児童を不安にさせない配慮をする。
- ②当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得る。

(3) インターネット上の犯罪被害への対応

- ①犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために最新事例の把握や情報モラル教育の充実に努める。
- ②被害を発見した場合は、早急な対応が必要になるため、すぐに警察、法務局に相談する。

8 安全教育、避難訓練

(1) 安全教育、避難訓練の必要性

- ①学校内や登下校時、学校外を含め、あらゆる場面で、危険を認識する能力、危険に極力遭遇しないようする注意力、危険な状況を回避するための判断力・行動力を養うために安全教育を実施する。
- ②いざという時に慌てないために、日ごろから、常に冷静さを保ち、教職員の指導の下で整然とした集団行動がとれ、安全に避難することができる態度や能力を養うために避難訓練を年間を通して実施する。

(2) 各種避難訓練

(a) 火災〈11月〉

- ①校内放送により、火元を確認し、窓を閉める。
- ②避難順序は、
 - (ア)火災発生場所付近の教室等
 - (イ)火災発生場所より高い場所にある教室等
 - (ウ)火災発生場所より低い場所にある教室等の順に避難する。
- ③この時、上靴のまま廊下に並び人数確認をする。
- ④避難経路図に従って運動場に出て、整列する。
- ⑤速やかに再度人数確認をし、校長に報告する。

「おはしも」の徹底
お・・・おさない
は・・・はしならい
し・・・しゃべらない
も・・・もどらない

(b) 地震〈9月〉

- ①教室内では、各自机の下に入る等、身辺の安全確保をする。
- ②窓を開け、避難経路を確保するとともに落下物等の危険から身を守る処置を講じる。
- ③上靴のまま廊下に並び人数確認の後、避難順路によって運動場に避難する。
- ④速やかに並び、再度人数確認をする。

(c) 風水害〈7月〉

- ①下校の用意をして地区ごとに集合して、指示に従う。
- ②予報等をもとにした学校長指示を受け、地区担当者の誘導で下校する。
- ③途中増水のおそれのある箇所や切断電線のそばなど、危険な場所に近寄らない。

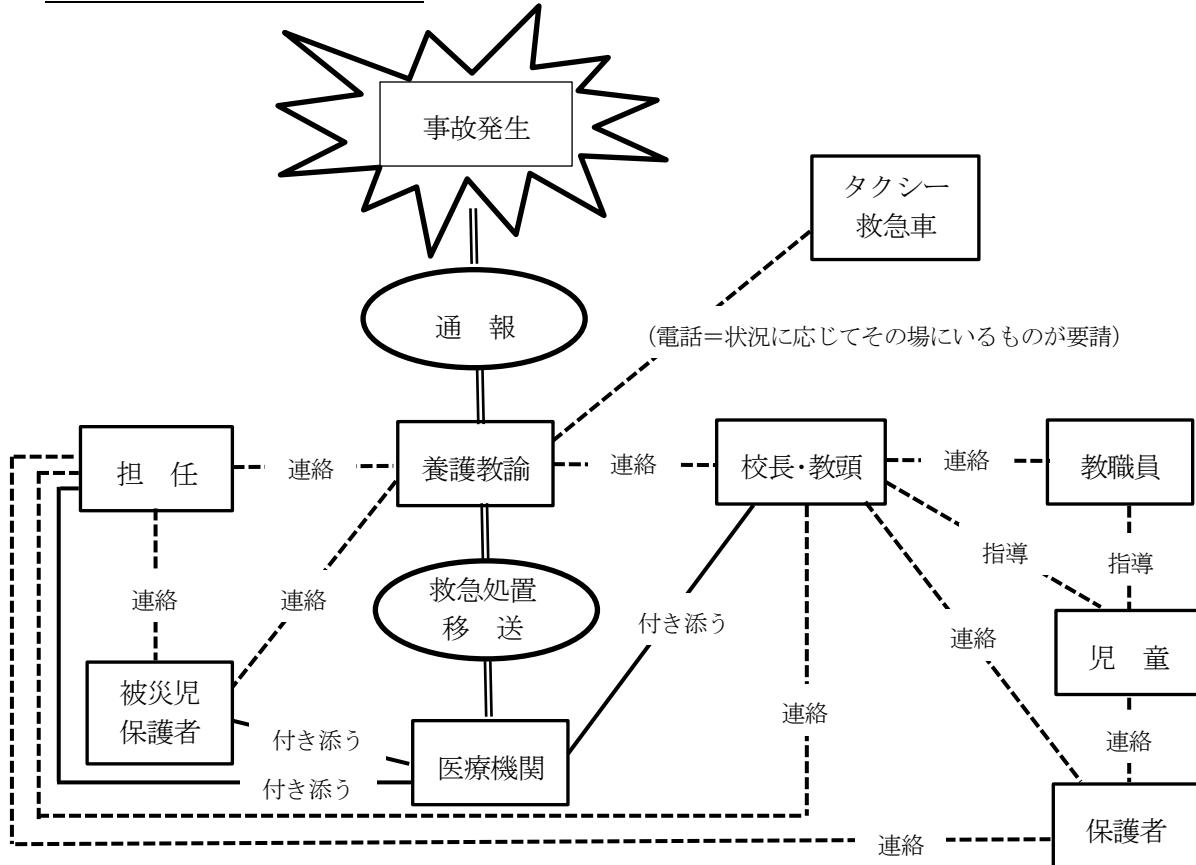
(d) 不審者対応〈6月〉

- ①不審者侵入を想定して、マニュアルに沿った教職員の訓練、児童が避難する訓練等、工夫した内容で実施する。

※ 具体的な避難訓練の細部については、その都度の生徒指導部の避難訓練計画による。

9 校内救急体制

(1) 災害発生時の対応概略図



(2) 学校における救急措置の原則

- ①事故は、常に突発的に起こり、一刻を争う場合がある。そのため、救急処置に関しては、全教職員が必要最小限の知識と技術の習得を要する。
- ②あくまでも医療機関に行くまでの、また行く必要のない範囲の傷病に対する応急の処置である。保健室の利用も短時間の休養、観察に限られ、それ以上のことは、医療機関または家庭に委ねられるものである。
- ③救急処置を、児童自らの生命と健康を守ることのできる能力を養う健康・安全教育の場として活用する。

(3) 災害発生時の対応

- ①医療機関へ移送までの手順
 - (ア)救急処置をする。(養護教諭及びその場に居合わせた者が責任をもって行う)
 - (イ)移送先の医療機関へ連絡する。(事故の概略と現在の状態について要約して説明)
 - (ウ)移送車の手配をする。(タクシー券の利用、場合によっては救急車を呼ぶ)
 - (エ)保護者へ連絡をする。(担任または養護教諭が行い、必要な場合病院まで来てもらう。また、服薬・アレルギー等注意すべき事の確認を行う)
 - (オ)移送する。(養護教諭、必要に応じて担任・校長か教頭が付き添い、「緊急連絡個人票」を持参する)
- ②事後措置
 - (ア)管理職に事故の状況を報告する。(管理職は教育委員会への報告を速やかに行う)
 - (イ)保護者へ連絡と報告をする。(原因、程度、学校の措置、医療費請求手続き等について説明)
 - (ウ)災害の記録を残す。(災害報告書=担任、養護日誌=養護教諭)
 - (エ)日本スポーツ振興センター及び枚方市学校園安全共済会の給付金請求手続きをする。(校務分掌担当者)
 - (オ)当該事故の原因を究明し、再発防止に向けて安全管理と安全指導の徹底に努める。
 - (カ)心のケアも含めての事後指導を適切に行う。
 - (キ)その他、状況に応じて適切な措置をとる。

③留意点

- (ア)児童の生命尊重を第一とし、適切な措置をとる。
- (イ)他の児童に対して、第二、第三の事故防止のため、クラス管理の適切な方法をとる。
- (ウ)災害の報告に際しては、原因、周囲の状況等正確な調査、究明を行い、推測や誤認のないように努める。
- (エ)「けんか」等のように、加害者、被害者の関係が明らかな事故については、保護者への連絡等において適切な教育的配慮をする。
- (オ)事故の防止のために危険箇所をチェックし、校内の整備点検を行うとともに、児童に対しては適切な指導を行う。また、必要に応じて他の教職員、児童、保護者等にも報告し、今後の注意を喚起する。
- (カ)必要な場合は家庭訪問等適切な事後指導に心掛ける。

(4) 热中症発生時の対応

(ア)涼しい場所への避難

(イ)脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体からの熱の放散を助ける。ベルト、下着をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルをかけたり、濡らしたりして、うちわや扇風機でおぐことにより、体をひやす。服や下着の上から少しづつ冷やした水をかける方法もある。
- ・首の付け根（前頸部）の両脇、わきの下（腋窩部）、大腿の付け根の全面、股関節部（鼠径部）に氷のう等を当てて冷却する。
- ・横にさせ両下肢をあげた体位にする。

(ウ)水分・塩分の補給

(エ)医療機関へ運ぶ

- ・自分で水分を取れない時は、緊急で医療機関に搬送することが必要。

10 心のケア

大きな事件、事故、災害等が発生し、児童に強いストレスが加わると、種々の心の健康問題を呈することがある。

心の健康問題については、日ごろから、きめ細かな健康観察を実施し、危機に直面したことによる心身の健康状態の変化を的確に把握できるように、学級担任や養護教諭など、身近な人に気軽に相談しやすい体制づくりや、必要に応じて専門家等の相談を受けやすい環境をつくっておくこと必要がある。

①学校内の心のケアの体制づくり

(ア)適宜、会議を開催し、状況の把握と児童・生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図る。

(イ)家庭訪問や地域の巡回を通して、児童・生徒やその家族の状況確認を行う。

- ・体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどの確認を行う。
- ・配慮を要する児童・生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。
- ・関係機関との連絡調整を行う。

(ウ)健康相談活動を行う。

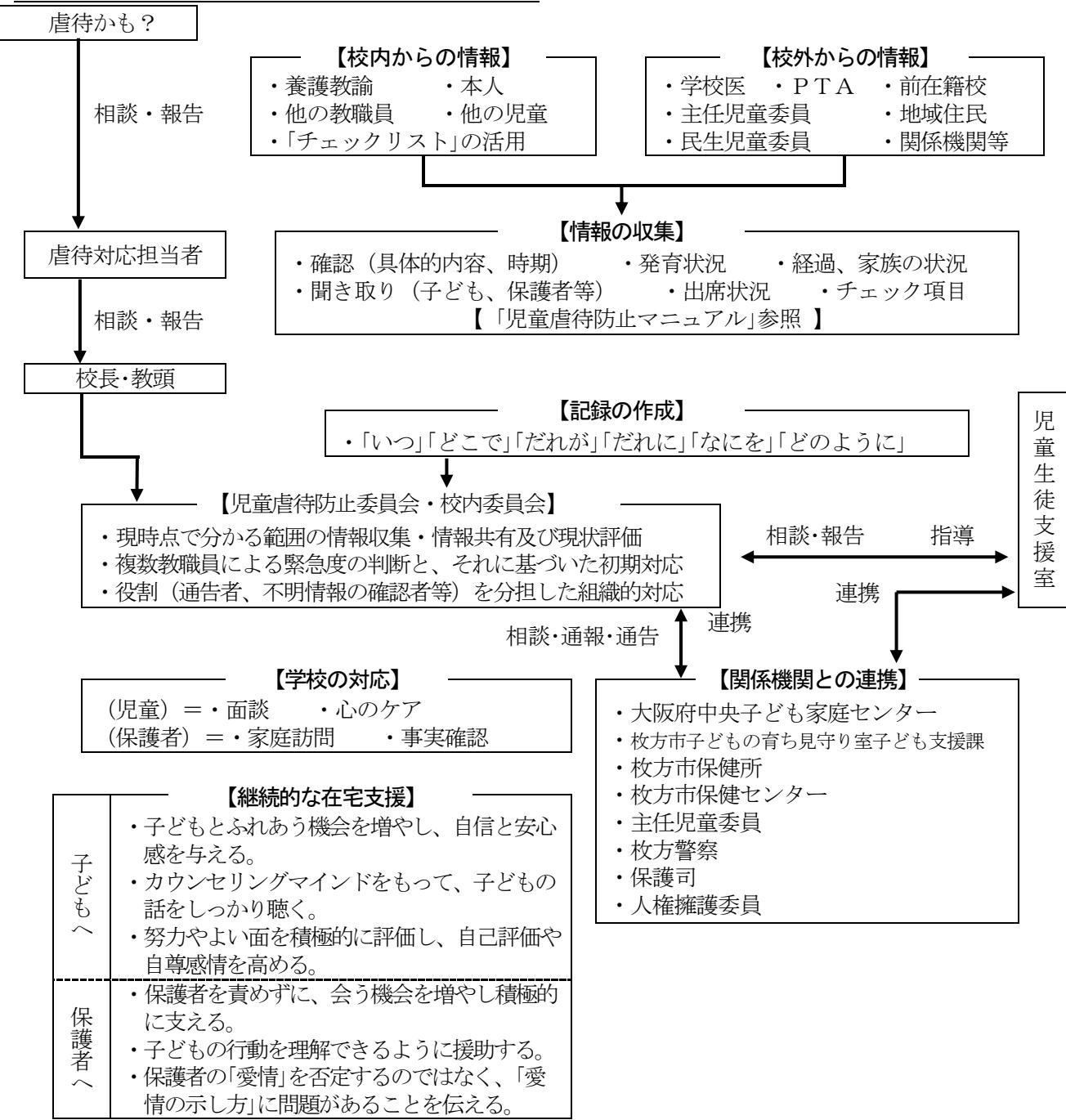
- ・心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。
- ・相談機関を設定して、個別に相談を行う。

(エ)心のケアに関する専門的な情報収集と共通理解を図る。

(オ)心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。

11 虐待防止の対応

(1) 虐待を発見したときの学校内での対応の流れ



(2) 主な関係機関、相談機関一覧

関 係 機 閣	電 話 番 号	相 談 機 閣	電 話 番 号
枚方市まるっとこどもセンター 大阪府中央子ども家庭センター	050-7102-3220 828-0161	子育てコール(保健センター内) 大阪府子ども家庭センター (子ども悩み相談フリーダイヤル)	847-9968 0120-7285-25
枚方市保健所	845-3151	虐待通報専用電話	828-0190
枚方市保健センター	840-7221	児童虐待防止協会 子ども虐待ホットライン	06-6762-0088
教育委員会支援教育課	050-7105-8025	大阪府警・チャイルドレスキューライン	06-6772-7076
枚方市民病院	847-3261	" (夜間・土日祝)	06-6945-1321
大阪府立松心園	845-1234	大阪府こころの健康総合センター	06-6607-8814
枚方警察署	852-9900		
枚方寝屋川消防組合			

12 災害発生（大規模・中規模・小規模）による避難所開設・運営の支援

（1）災害時の学校の役割

- ①児童の安全・安心の確保
- ②教育活動の早期再開・復旧に向けての取組み
- ③施設管理者としての地域住民による避難所運営への協力

（2）避難所開設における基本的な学校の対応

I. 災害発生時必要な業務

- ①校内にいる児童の安否確認、避難誘導
- ②負傷者の応急手当
- ③避難場所の解説、避難者の受け入れ準備
- ④避難者の受け入れ誘導（施設内の開放場所誘導）
- ⑤市災害対策本部、教育委員会、避難所運営委員会（避難所派遣職員、自主防災組織）との連絡、情報収集

II. 初動時に必要な役割

- ①児童の安全確保担当、救護衛生担当、施設開放担当、避難者誘導担当、情報担当

III. 避難が長引く場合の対応業務

- ①災害対策本部との連絡
- ②各種情報の収集・提供
- ③避難者名簿の作成管理、広報
- ④施設管理、設備、資機材の調達
- ⑤生活物資、食料の調達・管理・配給
- ⑥医療機関、要援護者への対応衛生管理への対応

（3）避難所支援の役割分担

I. 児童の安全が確保できるまで

- ①災害発生初動期においては、学校災害対策本部を設置し、児童の安全確保に全力を尽くす。
- ②学校災害対策本部の構成は、「3. 地震の防災対応（2）地震発生時の対策 V. 学校災害対策本部の設置（役割分担）」を参照。

II. 児童の安全確保後

- ①児童の安全確保及び保護者への引渡し後は、避難所運営に協力する。
- ②保護者の保護下にない児童の支援や避難している児童のケアを担当する教職員、避難所運営支援活動を担当する教職員に区分する。

役割	担当者	活動内容
本部	校長、教頭、教務主任 事務職員	<ul style="list-style-type: none">・全体の状況把握と児童班、支援班への支持・児童管理支援の必要性の判断と指示・関係機関との連携・連絡・調整（教育委員会、自主防災組織、PTA等）
児童管理・ 児童支援班	学級担任、担外等	<ul style="list-style-type: none">・保護者の保護下にない児童の安全確保・支援・避難所にいる児童のケア・児童応急措置と記録
住民対応・ 避難所 支援班	教頭、教務主任、担外等 校務員、（非常勤） 上記以外の学級担任	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設及び運営支援・避難住民の誘導、応急手当等の措置・学校施設設備の安全点検

（4）授業再開に向けて

- ①校舎、ライフライン、通学路、児童、学用品等授業再開に向けての点検の及び確保
- ②授業再開に向けた条件整備等についての教育委員会との協議
- ③臨時登校、家庭訪問及び被災状況の調査等による児童の把握と確認
- ④教職員の配置、施設設備の整備、授業環境の確保、給食対策等の教育委員会との連絡・調整
- ⑤授業再開（学力補充と心のケア）

(5) 牧野校区コミュニティ協議会（防災部会）との共通理解事項

① ペットの同行・同伴避難

- ・基本1世帯単位で簡易テントを渡し、芝生広場のローソン側から設置してもらう。
- ・糞尿については、飼い主が責任をもって処理してもらう。
- ・ドッグランのような使い方は禁止する。
- ・暴風雨など屋外での避難が困難な場合は、臨時に南校舎1階多目的室を使用。
(暴風雨がおさまり次第、芝生広場に移動してもらう)

② 要配慮者

- ・夏場などで空調が必要な（高齢者や障害者など）要配慮者は、中・大規模災害時の場合、図書室を使用する。

③ 児童が在校中に地震による避難所が開設された場合

（建物の被災状況チェックで安全が確認できている状態）

・児童の使用を優先する。

アスティの避難所キャパでは不足する場合、児童は体育館から各教室に移動、保護者への引き渡し対応をしてもらう。体育館は地域避難者に開放。

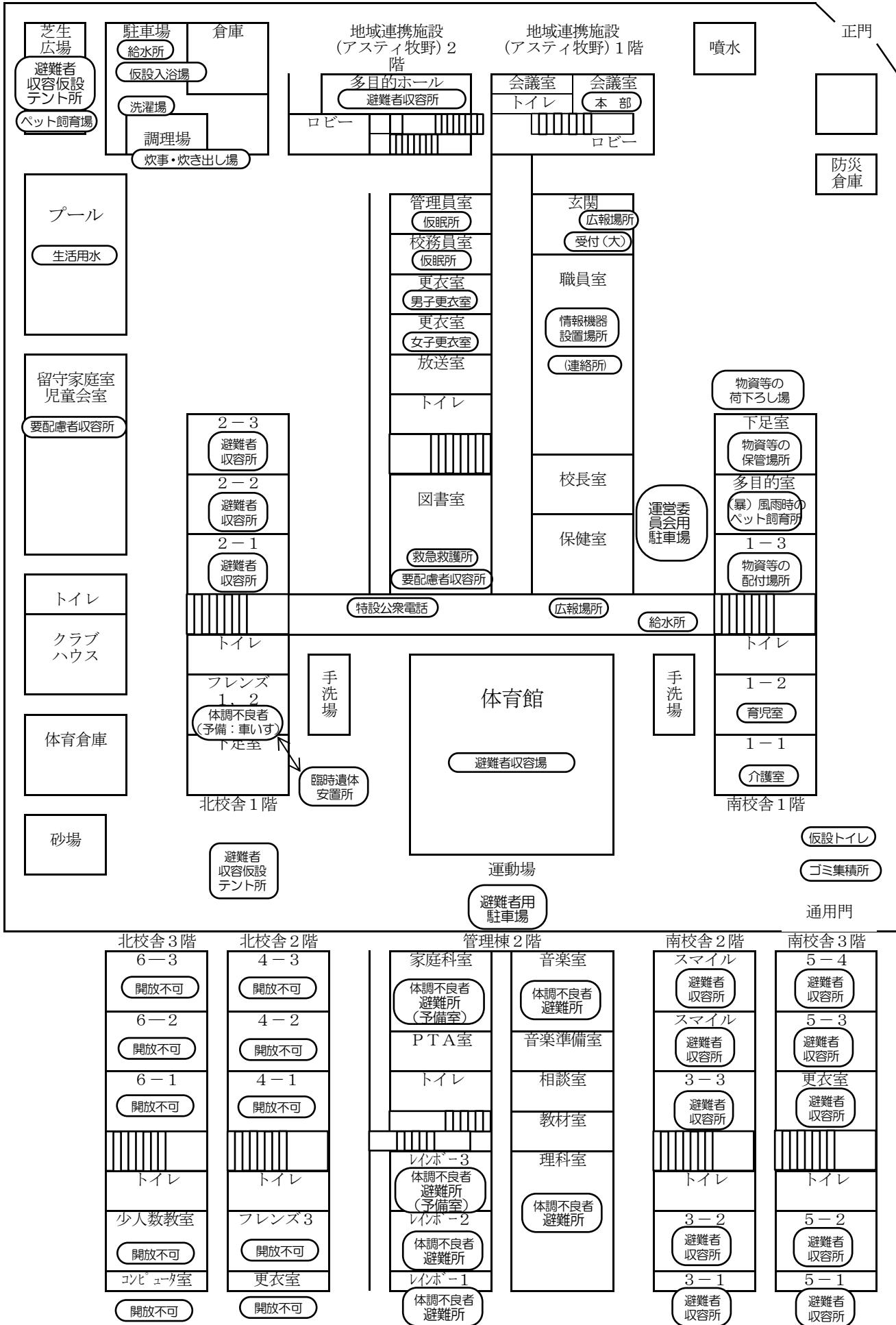
・車での来校について

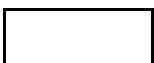
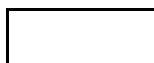
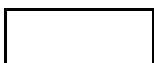
○児童の引き取りに来る保護者が車で来た場合 → 原則校内には入れない（正門が出入車で混雑し、危険の為）

○避難者が車で来た場合 → 南校舎柵側からグラウンドに誘導

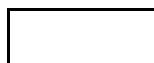
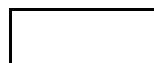
※ 牧野小学校避難所開設時の校内配置図は「牧野小学校危機管理マニュアル」参照

(6) 避難所としての開放区域 (大規模災害時)





理科準備室



※避難場所としての開放区域(大規模災害時) 目的別場所の説明)

	目的	場 所	留 意 点
1	本部	アスティ 1階会議室	避難者の状況が把握しやすく、事務機器等の管理が容易な部屋
2	情報機器設置場所 (連絡所)	職員室	無線機、電話、FAX、コピー機、印刷機、コンピュータ、テレビ等の設置場所
3	受付	玄関	本部に近く避難者の人数確認等ができる場所
4	広報場所	玄関、 1階中央廊下	避難者に必要な情報を貼紙等で知らせる場所
5	特設公衆電話設置所	1階渡り廊下	居住場所から離れた場所
6	仮眠所	施設管理人室、校務員室	すぐに対応できるスタッフの仮眠場所
7	救急救護所	図書室 (保健室)	応急の医療活動ができる場所
8	男子及び女子更衣室 (授乳場所)	職員男子更衣室 職員女子更衣室	外部と遮断された更衣できる場所 女子更衣室は授乳場所としても活用
9	介護室	南校舎 (1-1)	体の弱い避難者や高齢者、障害者等介護が必要な人用に専用のスペースとして確保
10	育児室	南校舎 (1-2)	乳幼児の泣き声等を考慮して就寝場所から離れた場所
11	臨時遺体安置所	北校舎下足室前	緊急措置として居住場所から離れ、搬出が容易な場所
12	炊事・炊き出し場	調理場前	避難者が、自ら炊事・炊き出し等ができる仮設設備を屋外に設置
13	給水所	調理場駐車場、1階渡り廊下	飲料水や生活用水を避難者に提供できる場所
14	仮設入浴場	調理場駐車場	トラック等が進入しやすい屋外に設置
15	洗濯場	調理場駐車場	生活用水や排水が確保しやすい場所
16	物資等の保管場所	南校舎下足室	トラック等が進入しやすく、救援物資を収納保管できる場所
17	物資等配付場所	南校舎 (1-3)	天候に左右されない屋内で、避難者に救援物資を配布しやすい場所
18	物資荷下ろし場	南校舎下足室前	トラックが侵入しやすい場所
19	仮設トイレ	運動場南側	屋外で居住場所から離れ、し尿収集車が進入しやすい場所
20	ゴミ集積所	運動場南側	屋外で就寝場所に臭いが届かず、ごみ収集車が進入しやすい場所。分別収集ができるスペースを確保
21	ペット飼育場 (暴風時)	芝生広場 (多目的室)	泣き声、臭いなど他の避難者に迷惑がかからない場所
22	避難者収容所	体育館、アスティ 2階、北校舎 1階、南校舎 2, 3階	第1避難場所は体育館、次にアスティ 2階及び北校舎。北、南校舎は授業再開用に空けておく
23	体調不良者避難所	音楽室、理科室、家庭科室、フレンズ1, 2	体調不良の人が一時的に過ごす場所
24	避難者収容仮設テント所	運動場、芝生広場	校舎内に収容しきれない場合、仮設テントを設置

(6) 避難所としての開放区域（小・中規模）

